○補助金及び交付金一覧

No.	名　　称	所管課	交付等の目的・内容（成果指標）	交付先名称	総事業費（円単位）	補助金額（円単位）	補助率	補助金の積算根拠	補助上限額	事業の効果検証	補助金の適合状況（担当課の評価）						
											補助額・率は適正である	団体運営費補助ではない	重複・類似の補助事業ではない	補助金としての支出が適切ではない	補助交付先の選定方法は適切である	補助交付先の財政状況を把握している	再補助は実施していない。
【3款　民生費】																	
1	社会福祉協議会運営費補助金	介護福祉課	町の福祉施策との連携の強化並びに社会福祉協議会の地域福祉推進に係る活動の支援と運営基盤の安定を図ることを目的として 補助金を交付する。（令和7年度の社会福祉協議会実施事業への参加者延べ1,500人を目標）	町社会福祉協議会	45,339,895	21,710,000	10/10	45,339,895円（総事業費）-10,150,940円（委託料に含まれる人件費）-13,478,955円（その他人件費財源）	予算の範囲	社協では、介護保険関係事業や障害福祉関係事業以外に生活困窮者支援など地域福祉事業を実施している。介護保険や障害福祉関係事業は事業収入により事業が実施されているが、地域福祉事業は財源が乏しく、自主財源だけで実施することは困難である。地域福祉事業に関わる社協の常勤職員の人件費の内、自主財源で不足する金額を助成することで、地域福祉事業を実施することができていることから、地域福祉の推進に加え、福祉施策との連携を促進できたものと考える。	A 適合している	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している
2	町遺族会交付金	介護福祉課	遺族に対する福祉増進を図るため行われる平和、反戦等社会福祉活動を、各地区（砥部・原町・広田）で行っている遺族会に対し交付金を交付する。（令和7年度末まで遺族会会員数350人維持を目標）	町各地区遺族会	183,000（砥部） 167,006（原町） 65,187（広田）	160,000（砥部） 160,000（原町） 50,000（広田）	10/10	160,000円（予算額）（砥部） 160,000円（予算額）（原町） 60,000円（予算額）（広田）	予算の範囲	遺族会では、地区の慰霊碑の清掃や町戦没者追悼式や県戦没者追悼式への参加などを行っている。恒久平和は町民の願いであり、戦後約80年を経過しても、続いている今の平和は、戦没者の犠牲の上に築き上げられたものであり、その遺族が行う慰霊活動を支えることで、戦争体験等の風化防止及び遺族に対する福祉の向上が図られたものと考える。	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している	A 適合している	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している
3	県更生保護会交付金	介護福祉課	刑余者等の社会復帰のための補導及び援護を目的に活動する県更生保護会に対し交付金を交付する。（令和7年度の防犯・非行防止の啓発等の活動回数100回実施を目標）	県更生保護会	50,679,298	20,085	10/10	令和7年4月1日現在人口×1円＝20,085円	予算の範囲	県厚生保護会は、更生保護法人愛媛県更生保護会が運営する保護施設で、更生保護会は、矯正施設を出所・出院し、新たな人生を歩もうとも、行き場のない人たちを保護し、社会復帰できるよう、生活基盤の提供や、社会復帰のための指導や援助、自立に向けた指導や援助などが行われており、再犯や再非行の防止を図ることができたものと考える。	A 適合している	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している
4	伊予地区保護司会交付金	介護福祉課	罪を犯した者の更生保護と施設に収容された者に対する環境調整等に努め、地域社会の犯罪予防を目的に活動する保護司会に対し交付金を交付する。（令和7年度の防犯・非行防止の啓発等の活動回数50回実施を目標）	伊予地区保護司会	6,040,185	471,040	10/10	20,480人（国勢調査人口）×23円＝471,040円	予算の範囲	伊予地区保護司会では、刑務所出所者等の就労支援や住居の確保などについての研修、各小中学校へ出向いての薬物乱用防止教室、社会を明るくする運動による犯罪予防活動、更生保護女性会との連携による社会貢献活動など様々な活動が行われており、活動を支援することで、更生に対する地域社会の支援と理解を醸成するとともに、犯罪や非行のない社会の安全・安心な社会づくりを推進することができたものと考える。	A 適合している	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している
5	伊予地区更生保護女性会交付金	介護福祉課	更生保護の心を広め、次代を担う青少年の健全な育成に努め、過ちに陥った人の更生の支えとなり、明るく住みよい社会づくりを目指す地区女性会に対し交付金を交付する。（令和7年度の防犯・非行防止の啓発等の活動回数30回を目標）	伊予地区更生保護女性会	1,068,994	81,920	10/10	20,480人（国勢調査人口）×4円＝81,920円	予算の範囲	更生保護女性会は、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティアで、矯正施設や更生保護施設への訪問や、冊子「和心」の発行、ミニ集会などを行っている。活動を支援することで、伊予地区における、罪を犯した人たちと、社会の繋がりを醸成し、再犯や再非行の予防を図ることができた者と考える。	A 適合している	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している

○補助金及び交付金一覧

No.	名　　称	所管課	交付等の目的・内容（成果指標）	交付先名称	総事業費（円単位）	補助金額（円単位）	補助率	補助金の積算根拠	補助上限額	事業の効果検証	補助金の適合状況（担当課の評価）						
											補助額・率は適正である	団体運営費補助ではない	重複・類似の補助事業ではない	補助金としての支出が適切ではない	補助交付先の選定方法は適切である	補助交付先の財政状況を把握している	再補助は実施していない。
【3款　民生費】																	
6	更生保護女性会砥部支部交付金	介護福祉課	更生保護の心を広め、青少年の健全な育成に努め、過ちに陥った人の更生の支えとなり、明るく住みよい社会づくりを目指す女性会砥部支部に対し交付金を交付する。（令和7年度の防犯・非行防止の啓発等の活動回数10回を目標）	伊予地区更生保護女性会砥部支部	351,442	77,000	10/10	27人（会員数）×1,000円+50,000円＝77,000円	予算の範囲	伊予地区更生保護女性会の砥部支部で、事業活動の多くは伊予地区更生保護女性会と共同で実施しているが、砥部支部として「社会を明るくする運動砥部の集い」の開催に尽力するとともに、町議会議員との意見交換なども実施している。活動を支援することで、伊予地区及び砥部町における再犯や再非行の予防を図ることができたものと考える。	A 適合している	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している
7	町民生児童委員協議会交付金	介護福祉課	民生児童委員活動の推進と委員相互の連携を図るための経費として交付する。（令和7年度の民生児童委員相談・支援等の活動件数9,000件を目標）	町民生児童委員協議会	653,926	283,143	1/2	588,815円（対象経費）×1/2＝294,408円≒283,143円（予算額）	予算の範囲	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努めており、児童委員も兼ねている。民生児童委員には給与は支給されず、僅かな報酬が支給されている。こういった状況の中で民生児童委員が組織する民生児童委員協議会が活動を円滑に行うための研修や福祉施設の訪問、大会参加等を支援することで、委員の知識向上を図り、委員の活動と委員相互の連携を円滑に実施できるよう支援することができたものと考える。	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している
8	障がい者福祉団体活動費補助金	介護福祉課	障がい者福祉団体が行う公益性のある活動に対して、その活動費の一部を補助することにより、団体の活性化及び障がい者福祉の増進を図る。（令和7年度末までとべひびき会の会員数46人維持を目標）	とべ・ひびき会	0	0	1/2	補助対象経費の1/2で予算の範囲内に限る	予算の範囲	令和7年度の補助金交付実績がないため、補助効果なしである。	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している
9	地域活動支援センターⅢ型事業費補助金	介護福祉課	社会福祉法人等が行う地域活動支援センターⅢ型事業の実施に要する経費に対し、補助金を交付することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図るとともに障がい者等に対する理解の促進を図る。（令和7年度の地域活動支援センターの1日あたりの平均利用者数10人を目標）	南風会	7,608,000	7,608,000	10/10	補助基準額509,000円×年間開設月数 加算基準額125,000円×年間開設月数	予算の範囲	令和7年度は、238日開所し、1日あたりの利用者数は7.2人となった。創作的活動又は生産活動の機会の提供などに加え、施設へ来られない利用者に対しても、電話で状況確認や相談等による支援を行った。社会との繋がりを作り、社会参加と障がい者理解を促進することができたものと考える。	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している	A 適合している	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している
10	町シルバー人材センター事業費補助金	介護福祉課	高齢者等の就業機会の確保と提供に努め、もって高齢者等の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図るため、砥部町シルバー人材センターの事業に要する経費に対し助成する。（令和7年度末の町シルバー人材センター会員数280人を目標）	町シルバー人材センター	600,000	300,000	1/2	1加入促進事業、2健康増進事業3安全対策事業、4就業知識・技能習得事業、5普及啓発事業上記５つの事業にかかった額の1/2の額	700,000	砥部町シルバー人材センターは町内高齢者等の就業機会の確保と提供に努め、もって高齢者等の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化に取り組んでいる。パンフレットの作成やフェスタでの活動などによって、幅広い年代に対しシルバー人材センターの働きを周知できており、高齢者活用の機会獲得を図ることができた。	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している

○補助金及び交付金一覧

No.	名　　称	所管課	交付等の目的・内容（成果指標）	交付先名称	総事業費（円単位）	補助金額（円単位）	補助率	補助金の積算根拠	補助上限額	事業の効果検証	補助金の適合状況（担当課の評価）						
											補助額・率は適正である	団体運営費補助ではない	重複・類似の補助事業ではない	補助金としての支出が適切ではない	補助交付先の選定方法は適切である	補助交付先の財政状況を把握している	再補助は実施していない。
【３款　民生費】																	
11	町老人クラブ育成事業費交付金	介護福祉課	高齢者の生きがいと健康づくりを目的に、砥部町老人クラブ連合会が行う各種事業に対して交付する。（令和7年度末の介護認定を受けていない65歳以上の高齢者の割合82.0%を目標）	町老人クラブ連合会	1,658,400	1,660,000	10/10	単位老人クラブ育成費と老人クラブ連合会事業費の合算額が交付額となる。 単位老人クラブ育成費： クラブ員数による基準額+加算額（会員数×800円）+新規クラブ員がいるクラブ（3,000円） 老人クラブ連合会事業費： 総事業費から寄付金その他の収入を除く額	なし	砥部町老人クラブは、町内の高齢者が、高齢期を楽しく、生きがいをもって、安心して暮らしていくために、「健康」「友愛」「奉仕」の活動に取り組んでいる。コロナウイルスの影響もあり、休会するクラブも増えていたが、この交付金により、老人クラブの行う、スポーツや集い、また、各種専門部会の事業（高齢者訪問など）の活動促進を図っており、コロナによって休止していた事業についても再開や再検討ができている。	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している
12	ファミリー・サポート・センター利用料補助金	子育て支援課	ファミリー・サポート・センターの利用促進のため、1月当たり25時間分を限度とした利用料の半額助成を行なう。（ファミサポ助成利用人数50人以上を目指す。）	利用会員	775,558	345,095	1/2	児童の預かり、送迎等で利用会員がサポート会員に依頼した援助時間のうち、月25時間を上限として利用会員がサポート会員に支払った利用料（交通費・食費等実費を除く）の半額	なし	休日の長時間預かりや習い事への送迎など利用料が高額化する支援が増えているなか、半額助成が経済的不安を抱える家庭の利用を後押しする一助になり、その家庭のニーズに応じた子育て支援に対応することができた。	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	D 該当しない	A 適合している
13	子育て用品購入費助成金	子育て支援課	子育てに必要なおむつ等の子育て用品の購入費用を助成することで子育ての経済的負担を軽減し、福祉の向上及び少子化対策に寄与する。（子育て世帯の経済的な負担を軽減し、出生数100人以上を目指す。）	乳児の保護者	3,198,000	3,198,000	定額	一月あたり3,000円×月数	36,000	交付している子育て用品購入に使用できる券は利用率が高く、子育ての経済的負担の軽減となったことから、子を産み育てる環境の向上につながり、少子化対策としての効果もあったと考えられる。	A 適合している	A 適合している	C 不適合であるが、合理的理由がある	A 適合している	A 適合している	D 該当しない	A 適合している
14	愛顔の子育て応援事業助成金	子育て支援課	子育てに必要な紙おむつの購入費用を助成することで子育ての経済的負担を軽減し、愛媛の将来を担う子どもの子育てを応援するとともに、県内の出生率の向上につなげる。（子育て世帯の経済的な負担を軽減し、第2子以降の出生数70人以上を目指す。）	第2子以降の乳児の保護者	3,018,000	3,018,000	定額	要綱に規定する対象事業で予算の範囲内	50,000	交付しているおむつ購入に使用できる券は利用率が高く、子育ての経済的負担の軽減となったから、子を産み育てる環境の向上につながり、出生率増加に寄与できたと考えられる。	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	D 該当しない	A 適合している
15	出産世帯応援事業補助金	子育て支援課	経済的な理由で出産・子育てをあきらめることのないよう、育児用品等を購入した費用の一部を助成し、子どもを持ちたい世帯を支援する。（出生数100人以上を目指す。）	交付対象者	21,045,000	21,045,000	10/10	要綱に規定する対象事業で予算の範囲内	父母共に３５歳以下300,000 その他200,000	結婚や子育てを支援する環境づくりや機運の向上を図ることができ、町内における出生数の増加につながると考えられる。	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	D 該当しない	A 適合している
16	多子世帯引越し費用助成事業補助金	子育て支援課	多子世帯にとって子育てしやすい住環境づくりを支援するため、第２子以降の子を出産した世帯に対し、引越し費用の一部を助成する。（出生数100人以上を目指す。）	交付対象者	1,095,000	1,095,000	10/10	要綱に規定する対象事業で予算の範囲内	第2子200,000 第3子以降300,000	経済的負担を理由に若年世帯が子どもを持ちたいという希望を叶えられない状況の改善を図るとともに、他の少子化対策関連事業と一体的に実施することで、結婚や子育てを支援する環境づくりや機運の向上を図ることができ、町内における出生数の増加につながると考えられる。	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	D 該当しない	A 適合している
17	出産世帯奨学金返還支援事業補助金	子育て支援課	経済的な理由で出産・子育てをあきらめることのないよう、出産後に返還した奨学金の一部を助成し、子どもを持ちたい世帯を支援する。（出生数100人以上を目指す。）	交付対象者	4,137,000	4,137,000	10/10	県要綱に定められた額	200,000	奨学金等の返還支援を行い、負担を軽減することで、第2子以降の出産への期待を持たせる効果があり、翌年度以降の出生率の向上につがると考えられる。	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	D 該当しない	A 適合している

○補助金及び交付金一覧

No.	名　　称	所管課	交付等の目的・内容（成果指標）	交付先名称	総事業費（円単位）	補助金額（円単位）	補助率	補助金の積算根拠	補助上限額	事業の効果検証	補助金の適合状況（担当課の評価）						
											補助額・率は適正である	団体運営費補助ではない	重複・類似の補助事業ではない	補助金としての支出が適切ではない	補助交付先の選定方法は適切である	補助交付先の財政状況を把握している	再補助は実施していない。
【3款　民生費】																	
18	子育て世帯・若年世帯住替え支援事業補助金	子育て支援課	町内で新築・中古住宅を購入し住替えた子育て世帯・若年世帯に対し、住宅取得費用の一部を助成し、定住人口の増加を図る。（申請件数50件を目指す。）	交付対象者	6,400,000	6,400,000	1/10	要綱に規定する対象事業で予算の範囲内	200,000	若い世代の戸建て住宅の取得を応援することで、人口減少を緩やかにするとともに、生産年齢人口の比率向上につながると考えられる。	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	D 該当しない	A 適合している
19	結婚新生活支援事業補助金	子育て支援課	結婚を機に町内で新生活を始めた若年世帯に対し、住宅取得費用や家電購入費の一部を助成し、定住人口の増加を図る。（申請件数15件を目指す。）	交付対象者	2,967,000	2,967,000	10/10	県要綱に定められた額	夫婦共29歳以下かつ合算所得500万円未満 800,000 夫婦共29歳以下かつ合算所得660万円以下 400,000 夫婦共39歳以下かつ合算所得500万円未満 300,000	未婚化、晩婚化に歯止めをかけるとともに、他の少子化対策関連事業と一体的に実施することで、結婚や子育てを支援する環境づくりや機運の向上を図ることができた。	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	D 該当しない	A 適合している
20	認可外保育施設保育料補助金	子育て支援課	第2子以降の児童が認可外保育施設を利用した際の保育料について、補助金を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減する。	申請者	1,051,600	1,051,600	10/10	認可外保育施設に支払った対象児童の保育料の額（1月当たり42,000円上限）×利用月数	504,000	子ども・子育て支援新制度の給付対象とならない認可外保育施設の利用者に対して補助金を交付することで、認可保育施設利用者との負担公平が図られ、より広範囲での無償化に寄与したものと考える。	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	A 適合している	D 該当しない	A 適合している